

令和2年度特定処遇改善加算の取得に伴う処遇改善について

(1)配分対象： 以下のとおり定めた定義に基づき、各人毎に区分し支給する。

Aグループ

介護経験が10年以上(他社勤務を含む)で、介護福祉士を取得後5年以上の者。
また、サービス提供責任者以上の正規職員とする。

Bグループ

Aグループ以外の介護職員であって、月10日以上勤務の者。

Cグループ

介護職員以外で月10日以上勤務の者。

(2)特定処遇改善加算の取得状況

施設名	加算区分	介護福祉士の配置等要件
ケアステーション南風	介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	特定事業所加算Ⅱ
ケアステーション南風姉崎	介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ	—

(3)賃金以外の処遇改善に関する具体的な取組内容(職場環境要件)について

資質の向上	<ul style="list-style-type: none">研修の受講やキャリア段位制度と人事考課の連動
労働環境・処遇の改善	<ul style="list-style-type: none">ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善
	<ul style="list-style-type: none">事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化
その他	<ul style="list-style-type: none">非正規職員から正規職員への転換
	<ul style="list-style-type: none">職員の増員による業務負担の軽減

令和2年4月

有限会社DoWind

ケアステーション南風

ケアステーション南風姉崎